

日助発 120 号

2022年10月4日

厚生労働省

子ども家庭局母子保健課長

山本圭子殿

公益社団法人日本助産師会

会長 島田真理恵



公益社団法人日本助産師会は、助産師の職能団体として次世代を担う子供たちを安心して産み育てられる社会を目指し、妊娠・出産・育児の支援を行っております。

母子とその家族、そして女性をバイオサイコソーシャル観点から継続した支援を行うことが必要であると考え、以下について要望いたします。

要 望 事 項

1. 女性の生涯を通じた健康支援における助産師の活用促進
2. 産後ケア事業のさらなる推進と利用料金補助の充実（仮称：産前・産後ケア補助券制度の創設）
3. 多胎児とその家族が継続的に産後ケアを受けられる体制づくりをされたい。

要 望 内 容

1. 女性の生涯を通じた健康支援における助産師の活用促進

厚生労働省では、令和4年度より「性と健康の相談センター事業」を開始され、対象のニーズに応じた切れ目のない支援が行われています。

令和3年度の「不妊症・不育症におけるピアサポーター等の養成に係る広報啓発業務」における、不妊症・不育症ピアサポーター等の養成研修では、567名の助産師が研修を修了いたしました。今年度も同研修を多くの助産師が受講しております。

また、日本助産師会では、プレコンセプションケアについて、25歳以下を対象とした健康教育プログラム実践助産師および、未就学児から高校生とその保護者のための包括的性教育実践助産師の育成をおこなっており、前者は200名を超える助産師が研修を修了し、後者は現在、700名の助産師が研修を受講中です。

このような研修を修了した助産師を「性と健康の相談センター事業」において活用いただけますよう要望します。

2. 産後ケア事業のさらなる推進と利用料金補助の充実（仮称：産前・産後ケア補助券制度の創設）

令和 5 年度の概算要求において、産後ケア事業の補助単価案には、新たに一施設あたりの月額案が提示されており、国としてその推進に尽力されている状況ではあると考えます。

産後ケア事業をさらに推進し、母親が気軽に利用することができる事業にするには、産後ケア事業の利用率が高い地域において実施されている、妊娠、子育て期に使用できるクーポンで産後ケア事業を利用できる仕組みが作られることも必要です。妊婦健康診査補助券のような、産前・産後ケアに関する補助券制度の創設を要望いたします。また、加えて全国において、里帰り先でも利用が可能となるような制度となるよう、検討をお願いいたします。

3. 多胎児とその家族が継続的に産後ケアを受けられる体制づくりをされたい。

現在、妊婦の 100 人に 1 人が多胎妊婦であり、妊娠中やその後の育児を支援する重要性が認識されつつあります。国も多胎妊産婦への対応として、「産前・産後サポート事業」の中に、多胎ピアサポート事業や多胎妊産婦等サポーター事業を実施して多胎妊婦の日常生活上の支援や相談を実施することや、多胎妊婦の妊婦健康診査の助成を手厚くするなど、さまざまな施策を打ち出しています。

さらに、産後ケア事業について各自治体は、産後ケア事業利用可能回数を増やす措置をしていますが、通常利用可能回数が 7 回（日）のところ、14 回（日）になる程度であるため、生後 1 年を通して助産師をはじめとする看護職の支援を継続的に受けることは困難な状態です。多胎児を持つ母親とその家族が、定期的なアウトリーチ型の産後ケアを受けることができる等、継続ケアを実施できる体制づくりが望まれます。